

(新) 南の口公園における協働型公園としての運営体制等の構築支援業務委託仕様書

1 委託名称

(新) 南の口公園における協働型公園としての運営体制等の構築支援業務

2 委託目的

市民との協働によるまちづくりを進めるにあたって、都市公園は、新たなコミュニティ醸成の場として、また、まちの活性化や賑わいづくり、自然や緑との触れ合いの場として、多面的なポテンシャルを秘めた貴重な公共空間と捉えており、大庄地域の中心に位置する大庄西中学校跡地に整備する(新)南の口公園及びコミュニティスペース(令和8年度供用開始予定)は、運営団体が、活用促進のアイデア出し、清掃活動、自主企画の実施、プロモーション活動、公園及びコミュニティスペースの利用方法説明やルールの違反指導、活動したい公園利用者の相談受付・活動実施等の役割を担う官民連携による「協働型公園」の実現を目指しているところである。

こうした中、令和4年度に実施した意見交換会や、令和5年度から2年にわたり実施した社会実験において、周辺住民への影響や、サポーター主体でイベント等の企画・運営をしていく上で課題や問題点等が把握できただけでなく、周辺住民の反応も少しずつ前向きに変化してきており、サポーターを中心に、地域主体で活用促進のアイデア出しや広報活動、自主企画の実施を行う等「協働型公園」の実現に向けた機運が少しずつ高まってきている状況である。

令和7年度は、令和8年度の供用開始に向け、サポーターから運営団体へ組織化を行うとともに、引き続き社会実験を行いながら公園利用ルールを策定していく必要がある。

こうした取組を円滑に推進していくためには、他都市での運営団体の組織化等に関する先進的取組事例や専門的知識・技術を有することに加え、第3者の立場で、地域住民と行政の間における緩衝材的役割が重要になると考えられることから、業務委託を行うものである。

※(新)南の口公園及びコミュニティスペースに関わりたい人達のことを「サポーター」としており、将来的には運営団体として組織化を目指しております。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 委託業務内容

受託事業者は、次に掲げる業務を担うこととし、その他については委託契約時に市と業務受託者双方の協議により確定する。業務内容に留意し、最低限、必須条件を満たしたうえで、よりよい提案をすること。

(1) 令和8年度に供用開始する協働型公園とコミュニティスペースを持続的に管理運営する運営団体の組織化を推進するための会議の企画、運営

専門性・ノウハウを活かした提案・助言を行い、令和7年度中の発足を目指して運営団体の組織化に向けた準備を行う。

ア 実施回数

- ・適宜(実施回数は本市と協議のうえ決定すること。)

イ 場所

- ・大庄北生涯学習プラザ(会場は無償で使用可能)

ウ 想定する内容

- ・公園利用ルール策定
- ・運営団体の規約策定

- ・運営団体の役割整理、組織化準備
- ・会議参加者の募集方法の企画及び広報の実施（チラシ・ポスターの作成を含む。）
- ・参加者間の意見調整や疑問等についてアドバイスを行うこと。
- ・参加者が積極的に発言できるよう働きかけを行うこと。

エ その他

- ・会議の開催に必要となる一切の費用は本委託費に含むこと。

（２）運営団体の運営にあたっての事業計画、収支予算、運営スキームの検討と会議の企画、運営

専門性・ノウハウを活かした提案・助言を行い、令和７年度中の運営団体発足を目指して、運営団体の組織化の検討を行う。

ア 実施回数

- ・適宜（実施回数は本市と協議のうえ決定すること。）

イ 場所

- ・大庄北生涯学習プラザ（会場は無償で使用可能）

ウ 想定する内容

- ・運営団体の事業計画の策定
- ・運営団体の収支予算の検討
- ・運営団体の運営スキームの策定
- ・運営団体の組織化
- ・会議参加者の募集方法の企画及び広報の実施（チラシ・ポスターの作成を含む。）
- ・参加者間の意見調整や疑問等についてアドバイスを行うこと。
- ・参加者が積極的に発言できるよう働きかけを行うこと。

エ その他

- ・会議の開催に必要となる一切の費用は本委託費に含むこと。

（３）運営団体の発足に向けた企業、各種団体へのアプローチ、渉外活動

専門性・ノウハウを活かし、運営団体発足に向けた各種アプローチ活動を行う。

ア 想定する内容

- ・企業や各種団体への渉外活動
- ・運営団体が地域における多様な主体と連携・協力するための提案・活動

（４）社会実験の支援

地域住民（運営団体）が（現）南の口公園のお別れイベント等の社会実験を企画した場合の支援を行う。

ア 社会実験実施回数

- ・１回程度（実施時期は本市と地域住民と協議のうえ決定する。）

イ 開催場所

- ・南の口公園

ウ 想定する内容

- ・地域住民（運営団体）との企画会議・調整会議の支援
社会実験の企画案について、地域住民（運営団体）と意見調整等を行うこと。
＊会議場所については、大庄北生涯学習プラザ内とする。（会場使用料は不要）
- ・地域住民（運営団体）の企画会議等に同席し伴走支援
- ・会議参加者の募集方法の企画及び広報の実施（チラシ・ポスターの作成を含む。）
- ・社会実験の準備（損害賠償保険等）

- ・社会実験実施にあたっての市民等への周知（チラシ・ポスターの作成を含む。）
事業実施にあたり、基本的には本市で行うこととするが、市民等へ十分な周知が図れるよう市に
対し協力・支援を行うこと。
 - ・社会実験実施後のアンケート調査・分析検証・報告
社会実験参加者、近隣住民、公園やコミュニティスペース利用者へのアンケート調査を本市と地
域住民と共に行い、分析検証し、報告すること。
 - ・参加者間の意見調整や疑問等についてアドバイスを行うこと。
 - ・企画会議・調整会議の参加者が積極的に発言できるよう働きかけを行うこと。
- エ その他
- ・会議の開催に必要となる一切の費用は本委託費に含むこと。

（５）オープニングイベントに向けた伴走支援

供用開始する令和 8 年度は市制 110 周年のため、オープニングイベントを年度初めに開催すること
が想定される。令和 7 年度は、オープニングイベントに向けた企画会議等の準備を行う。

ア 想定する内容

- ・地域住民（運営団体）との企画会議・調整会議の支援
社会実験の企画案について、社会実験参加者と意見調整等を行うこと。
＊会議場所については、大庄北生涯学習プラザ内とする。（会場使用料は不要）
- ・地域住民（運営団体）の企画会議等に同席し伴走支援
- ・会議参加者の募集方法の企画及び広報の実施（チラシ・ポスターの作成を含む。）
- ・社会実験実施にあたっての市民等への周知（チラシ・ポスターの作成を含む。）
事業実施にあたり、基本的には本市で行うこととするが、市民等へ十分な周知が図れるよう市に
対し協力・支援を行うこと。
- ・参加者間の意見調整や疑問等についてアドバイスを行うこと。

イ その他

- ・会議の開催に必要となる一切の費用は本委託費に含むこと。

（６）運営団体の担い手の発掘支援

協働型公園及びコミュニティスペースを官民連携で、運営していくにあたり、参加者同士の連携や、
課題解決に向け、主体的に行動するきっかけづくりを行い、担い手の発掘や運営団体の組織化に向け
て支援すること。

（７）広報、アーカイブ作成

（１）から（６）の活動内容について、写真・動画撮影等行い、活動記録を取りまとめ、本市 HP 上
に掲載可能なデータ形式にて納品すること。

ア 想定する内容

- ・（１）から（６）に関係するポスター、チラシのデザインの作成・印刷
- ・（１）から（６）の活動内容のニュースレター
- ・運営団体の HP 作成支援
- ・社会実験の当日の写真
- ・年間を通しての活動報告資料

（８）追加の運営手法等の提案

その他、運営団体の発足に向けた活動を進めるうえで、追加の手法等提案があれば、企画提案書
に具体的に記載し提案すること。ただし、追加提案は必須ではない。

5 業務責任者等

本業務を実施するにあたっては、業務責任者を定め、氏名及び実績（市民参加型の協働の取組実績等）をあらかじめ報告すること。あわせて、業務従事者についても氏名を報告すること。また、業務責任者及び業務従事者の変更があった場合も同様とする。

6 業務実施における連絡・協議

業務に際しては、契約締結以降、本市と十分な協議を適宜行いながら業務を進めていくものとする。

7 業務の一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は本委託の主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、事前に書面により委託者の承諾を得た場合に限り、本委託の主要な部分を除く業務の一部を再委託（第三者に委託し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）することができる。
- (3) 受託者は、再委託の契約を締結した第三者（以下「再委託先」という。）に、二次以下の再委託をさせてはならない。ただし、業務の性質その他の理由で、真にやむを得ない場合はこの限りではない。
- (4) 前号ただし書きを適用する場合、第2号の規定を準用する。
- (5) 受託者は、委託者に対して、再委託先（二次以下の再委託を含む。この号及び次号において同じ。）が第2号（第4号で準用する場合を含む。）で規定する承諾に基づき行う本委託の一部の業務（以下「再委託業務」という。）を履行するに当たり行った、全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- (6) 再委託先が再委託業務の履行において、委託者に損害が発生した場合、受託者はその損害を賠償しなければならない。

8 委託料（限度額）

7,370,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

9 支払条件

業務完了後、適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いとする。

10 留意事項

- (1) 守秘義務
受託者は、本業務を行ううえで知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 個人情報の保護
業務受託者は、法令及び本市個人情報の保護に関する法律の規定を順守し、かつ本業務委託により知り得た個人情報を本業務の目的以外に使用してはならない。なお、本業務委託契約期間終了後においても、同様とする。

(3) 損害賠償責任

業務受託者が本業務の実施に際し、本市又は第三者に損害を与えた場合等にあつては、直ちにその損害を賠償しなければならない。

(4) 損害措置

本業務委託の実施により、第三者に与えた損害は、本市に起因するものを除き、全て受託者の責任として補償対応を行うこと。

(5) 成果品に関する事項

当該委託事業に基づき、納品した成果品については、製本化したものを4部、電子データ化したものについては1部を市へ提出すること。なお、成果品にかかる著作権は本市に帰属する。

(6) 著作権・著作隣接権などの使用許諾

画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要のない素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を使用する。

11 その他

(1) 関係機関及び関係団体との協議調整を行う場合は、受託事業者の責任において行うこと。

(2) その他仕様書に記載されていない事項については、委託者と受託事業者の双方が誠意を持って協議し対処すること。

12 問い合わせ先

尼崎市 総合政策局 大庄地域課

〒660-0076

尼崎市大島3丁目9番25号

電話：06-6419-8221

FAX：06-6419-8226

電子メール：ama-osyo-chiiki@city.amagasaki.hyogo.jp

担当：中筋・阿部・武野

以 上